

健健発0420第7号  
健感発0420第10号  
職 職 一 8 2  
令和4年4月20日

各府省健康管理担当課長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )  
人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長  
( 公 印 省 略 )

#### 国家公務員等における風しんの抗体検査の徹底について（協力依頼）

平素より、風しん対策につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「国家公務員等における風しんの抗体検査の徹底について（協力依頼）」（令和2年1月31日付け健健発0131第1号・健感発0131第1号・職職一41厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長・人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長通知）により、これまで御協力いただいているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和3年7月までに85%、令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げており、当該目標を達成するためには、抗体検査を令和3年7月までに約480万人、令和4年3月までに約920万人に受けていただく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日

開催)において、「風しんの追加的対策」の目標の期限の令和7年3月末まで延長すること、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり実施することについて御了承いただいたところです。世界保健機関は2030年までに風しんの排除を達成することを目標に掲げており、風しん排除に向けて対策を続けています。さらに、国際的な人の往来が再開した時に備えて、海外からの持ち込み事例による風しんの流行が起こらないよう、対策を緩めないことが重要です。

については、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、各府省等における職員(特別職の国家公務員を含む)のうち対象者が風しんの抗体検査を受検できる環境を整備し、抗体検査の実施を徹底する等のため、下記の通り、各府省等において御協力いただきたい事項を改めてまとめましたので、関係者等と連携の上、御対応をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の感染対策等により対応が難しい場合、次回の定期健康診断を計画する際等に、令和7年3月末を期限として御対応いただきますようお願いいたします。

また、各府省等が所管する独立行政法人の職員に対しても、国家公務員と同様に対応することを、独立行政法人へ周知していただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 定期の健康診断と同一機会にクーポン券を利用した風しんの抗体検査を実施すること、又は、クーポン券を利用した集団抗体検査を実施すること等に向けて、各府省等の官署ごとに風しん対策にかかる担当責任者<sup>※</sup>を決定いただきたい(例:本省では、福利厚生室長、会計課長、人事課長等)。

※ 担当責任者については、人事院規則10—4(職員の保健及び安全保持)の運用について(昭和62年12月25日職福—691)の別表第1の「健康管理者及び安全管理者を指名すべき組織区分」に応じて決定いただきたい。ただし、常勤職員が50人未満の小規模な組織は除く。

また、独立行政法人においては、独立行政法人ごとに担当責任者を決定いただきたい。

※ クーポン券は、令和元年度から令和3年度の間にはクーポン券を使用しなかった対象者に対し、令和4年4月以降、市区町村から一斉に配布されます。なお、一部の自治体については、新たにクーポン券を配布せず、配布済みのクーポン券の期限延長(紛失等で手元にない場合は再発行)による対応となる予定です。

- 2 定期的に行われる幹部会議において、対象者がクーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を受けることができること、対象者はどのような機会

に抗体検査を受けることができるのか、について周知していただきたい。

- 3 対象者に対して、クーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を実施できる機会を提供いただきたい。

具体的には、定期健診の機会に併せて抗体検査を実施できるよう健診の委託先・連携先等と体制を整備すること、職員が集団で抗体検査を受検できるよう、定期健診とは別の機会を設けること又は人間ドック等を受検する職員に対し、風しん抗体検査の受検を勧奨すること等が想定される。

- 4 各府省等での風しん対策の実施状況・進捗状況等を把握するため、以下の情報を御報告いただきたい。

(1) 省庁名	
(2) 対象職員数 ※1	約 人
(3) 風しん対策の実施状況 1. 健診の項目に風しん抗体検査が入っている 2. 職場内で集団風しん抗体検査を実施した 3. 人間ドックや自治体で実施している検査等において風しん抗体検査を受検するよう勧奨した（方法は問わない） 4. 1. 2. 3. のどれも行っていない	1・2・3・4
(4) 対象職員のうち、クーポン券を使用して抗体検査を受検した職員数 ※2	約 人

**【報告先】**

厚生労働省ホームページ内入力フォーム

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin02>



**【報告期限】**

1 回目：令和4年9月30日時点の状況を10月16日まで。

2 回目：令和5年2月28日時点の状況を3月12日まで。

なお、令和元年度から令和3年度にいただいた調査結果は、厚生労働省研究班において、集計、解析を行う予定ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

※1：対象職員は、「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性」全ての数となります。非常勤職員については、抗体検査の受検状況を把握できる場合、含めてください。

※2：報告時点において、把握できる範囲でクーポン券を利用して抗体検査を受検した職員の数（職場が機会を提供した定期健診の他、人間ドック等、独自に受検した数も含める）。なお、あくまで「抗体検査」を受検した人数であり、抗体検査をせずワクチン接種した場合は、対象職員であっても、人数には含めません。

#### 報告に係るよくある質問

○ 抗体検査は、既に風しんに罹患した者でも受ける必要があるのか。また、本調査で計上すべきなのか。

(答) 罹患した記録がある場合は、「希望者のみ」抗体検査対象となります。「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査等の実施に向けた手引き」（自治体向け手引き）

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html))、p.44に抗体検査実施対象であるかを判断するためのフローチャート（風しんの抗体検査実施フロー）がございますので、ご参照ください。

○ 対象者がおらず、今後もないことが見込まれる機関があるが、報告の必要はあるのか。

(答) 対象者が0であることを確認するため、ご報告ください。

○ 回答を修正する際はどのようにしたらよいか。

(答) 修正した箇所が分かるよう「○月報告分について△を修正」と備考欄に記載の上、ご報告ください。

○ 抗体検査の結果、抗体不十分であった場合のワクチン接種については、対応する必要があるのか。

(答) 健診・医療機関が対象者に結果を通知する際は、ワクチン接種の要否の情報や、ワクチン接種を受けるに当たって必要な情報を盛り込んでいただくこととしています。その上で、各府省の担当者がワクチン接種の受検勧奨を行うかについては、業務負担を鑑み、各自でご判断ください。

#### <参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 厚生労働省から各府省等の風しん対策担当責任者へお願い
- ・別紙3 医療機関・健診機関に御相談する際の様式（例）
- ・別紙4 対象者への案内
- ・参考1 企業等における風しん対策の先進事例の御紹介
- ・参考2 風しんから社員とお客様を守るために（事業所向け説明資料）

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00009.html)

【お問合せ先】 厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線 2097 又は 2923）